

第 114 回広島 2 人デモ

2014 年 11 月 7 日（金曜日）18:00 ~ 19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎ですThere is no safe dose
of radiation「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています。九州電力 川内原発再稼働問題
“立地自治体”の範囲に
誤魔化される鹿児島県民

本日のトピック

- 鹿児島県九州電力川内原発
－ 原発推進勢力だけで再稼働決定？
- 原発ビジネスがやめられない直接原発立地自治体
- 出力 135 万 kW の原発を作ると総額 1369 億円の
『電源立地交付金』が
- この毎日新聞のおかしさがキチンと指摘できますか？
- この朝日新聞のおかしさがキチンと指摘できますか？
- 3.11 以降、劇的に変化した
「立地自治体」の概念
- 狐のように狡猾な規制委、田中委員長
- 本格的な議論が存在しない
「原発立地自治体」の範囲
- 苛酷な原子力災害対策指針の避難基準
- 自治体、議会、首長が
再稼働反対を表明すること

鹿児島県九州電力川内原発
－ 原発推進勢力だけで再稼働決定？

原子力産業協会という業界団体があります。1956 年（昭和 31 年）設立の団体で、日本の原子力産業黎明期からの古い業界団体です。歴代会長は、日本を代表する経済人、学者、マスコミ人など錚々たる人物がズラリと並びます。この業界団体の事業目的は、第一に「**原子力産業に対する理解促進・社会合意形成**」であり、原子力産業を日本の社会の中で発展させていくことです。そのためには「原子力人材の育成」、「原子力教育情報ポータル事業」、「量子放射線利用の普及促進」、「原子力発電に係わる産業動向調査」、「国際協力」、「政策提言」などを行うとしています。

つまりは、日本の「原子力産業界」（核利益共同体）の中核組織の 1 つであり、総本山です。もちろん原発推進勢力の総本山でもあります。現在法人会員は、原子力産業関連企業、関係団体、研究開発機関、大学、そして地方自治体など約 450 です。と、ここまでではいいのですが、やはり地方自治体が、原発推進勢力の業界団体である原子力産業協会の正式法人会員に名を連ねていることに引っかかりがあります。というのは、フクシマ事故以降すべての日本の市民にとって原発は、その生活、健康、生命、財産を脅かす存在、という一面が大きくクローズアップされてきました。ところが、**地方自治体の第一の任務は、住民の「生活、健康、生命、財産」を守ることなのです。「守ること」が第一任務の地方自治体が、「脅かす」（少なくともその可能性のある）存在の原発推進団体の正式法人会員となっている**ことに釈然としないものを感じるからです。

表 1 は、日本原子力産業協会の正式地方自治体会員です。ごらんのように原発を含む核施設の「直接立地自治体」がズラリと名を連ねており、自ら「原発推進勢力」の一角であることを天下に隠そうともしていません。実際こうした自治体は、原発などの核施設を自治体内に抱えることによって大きな利益を得ており、またその権益を手放そうとしていないのですから、立派に核利益共同体の一角であることには間違いがないのです。ただしフクシマ原発事故のお膝元、福島県は地元に近い異論と異和感を抱えて、2011 年 10 月に正式に脱退しています。もう原発推進勢力ではないことを内外に宣言したことになります。

今ここで問題となるのは、**鹿児島県と薩摩川内市**です。みなさんご案内のように今原子炉設置変更許可を得た九州電力川内原発の再稼働を巡って、鹿児島県の地元では再稼働に対して「合意形成」が行われています。鹿児島県と薩摩川内市だけが「原発立地自治体」であり、この 2 自治体が再稼働に賛同すれば、地元合意ができた、かのような「世論形成」が、今政府・経産省、電力業界、マスコミを通じて行われています。しかしここで奇妙なことが起こります。もともと原発推進勢力の一角であることを隠そうともしてない、また**原子力産業協会の正式会員でもある鹿児島県と薩摩川内市が、川内原発再稼働に同意、といったみたところで、それは原発推進勢力内部のいわば「茶番劇」**です。多くの鹿児島県民の意向は全くシャットアウトしたままでは、「地元合意」したことにはならないのではないか、という疑問が湧いてきます…。

黙っていたら “YES” と同じ

広島 2 人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の 2 人が 2012 年 6 月 23 日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL 表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてくださいれば幸いです。

表 1 日本原子力産業協会
会員名簿より
自治体会員

道県名	市町村名
北海道	泊村 共和町
青森県	六ヶ所村 東通村 むつ市 大間町
宮城県	女川町
(福島県)	広野町 双葉町 大熊町 富岡町 浪江町 楡葉町
茨城県	東海村 大洗町
新潟県	柏崎市 刈羽村
静岡県	御前崎市
石川県	志賀町
福井県	敦賀市 おおい町 美浜町 高浜町
島根県	松江市
(岡山県)	鏡野町
山口県	
愛媛県	伊方町
佐賀県	玄海町
鹿児島県	薩摩川内市

※福島県と岡山県は会員には入っていない。なお、岡山県の鏡野町は人形峠のある町。福島県は会員だったが福島原発事故以降の 2011 年 10 月に脱退している。

【参照資料】一般社団法人 日本原子力産業協会 会員名簿
http://www.jaif.or.jp/ja/organization/kyokai/member_list.html
北海道新聞「福島県が原子力産業協会を退会 脱原発の理念踏まえ」（2012/03/01 配信記事）
http://www.hokkaido-np.co.jp/cont/nuclear201203/157201.html

原発ビジネスがやめられない直接原発立地自治体

「直接原発立地自治体」が、「原子力産業界」の一角であり、自治体の人々によほどの覚悟がない限り、「原発ビジネス」から抜け出せない構造の一端をここで見ておきましょう。

新潟県刈羽村・青森県六ヶ所村・鹿児島県薩摩川内市

表 2 は東京電力柏崎刈羽原発のある新潟県刈羽村（人口 4723 人）の平成 26 年度歳入予算書です。人口 5000 人足らずの村の歳入規模が約 58 億円はかなり大きな規模です。歳入の中身を見ると村税約 24 億円と豊かな財政を誇っています。3 割自治ならぬ 1 割自治といわれる地方自治体財政の中で村税が約 41% を占めるとは大したものです。しかしその村税も固定資産税収入が約 21 億円もあります。これは言うまでもなく東電柏崎刈羽原発からの固定資産税収入がその大部分を占めています。そればかりではありません。電源立地地域対策交付金が 11 億円も入ってきます。村税歳入の約 20% を占めます。そればかりではありません。後でも見るように国庫支出金や新潟県の支出金の中にも相当原発関連の収入があると見られます。恐らく刈羽村の財政は東電関連従業員からの村税収入やその他の収入を考えると 7 割から 8 割の歳入を東電柏崎刈羽原発に依存しているのではないのでしょうか。

表 3 は青森県六ヶ所村（人口 1 万 840 人）の 2013 年度歳入予算です。人口は刈羽村の 2 倍規模ですが、歳入は 3 倍規模です。約 179 億円の村歳入の中で村税が約 75 億円と約 42% を占めます。これも大したものです。村税のほとんどは、六ヶ所村に本社をもつ日本原燃の核燃料再処理工場施設などからの収入です。さらに国庫支出金（その多くは電源立地地域対策交付金関連の収入）

49 億円、さらに青森県を経由して入ってくる核施設関連の支出金も大きな項目です。繰入金も約 23 億円あります。普通の自治体であれば、歳入の柱になる地方特例交付金などはその他の項目に押しやられています。以上は一般会計ですが、特別会計の中身を見てみると、財政調整基金残高が約 52 億円、減債基金（事実上村債残高はゼロですが）23 億円など基金財産残高は約 95 億円もあります。とにかくお金持ちです。

表 4 はこれから話題にする鹿児島県薩摩川内市（人口 9 万 6705 人）の年間歳入規模です。583 億円という歳入規模は、人口あたりにすると刈羽村や六ヶ所村には及びませんが、それでも財政力指数は「0.46」と鹿児島県の近隣の市町村に比較すれば豊かです。近隣には三島村 0.05（全国 1765 位で最下位）、十島村 0.06、南大隅町 0.16、長島町 0.18 など全国下位自治体がズラリとならんでいます。その薩摩川内市も、市税 133 億円のうち、固定資産税が 72 億円（九州電力川内原発からの収入が大部分）と並んで、使用済核燃料税 39 億円が有り難い財源です。川内原発には使用済核燃料が 1883 体ありますが、そのうち 1569 体が課税対象で 1 体あたり 25 万円の計算です。国庫支出金や県支出金の中には電源立地対策交付金がさまざまな予算名目に姿を変えて入り込んでいます。もし薩摩川内市から川内原発を取り去ったら、財政力指数 0.2 程度の中身になってしまうでしょう。その薩摩川内市にとって川内原発の再稼働は市全体の死活問題なのです。ですから周辺の自治体からなんと云われようと、川内原発再稼働にしがみつきます。

しかし、「再稼働は絶対至上命題」とする薩摩川内市の「再稼働合意」が、川内原発地元の「合意」とみなすことができないこともまた事実でしょう。

表 2 新潟県刈羽村の年間一般予算（歳入）

平成 26 年度（2014 年度）歳入予算（百万円の単位で四捨五入）

項目	主な内訳	金額
村税		23 億 9000 万円
	村民税	2 億 6000 万円
	固定資産税	20 億 7700 万円
地方譲与税	揮発油・自動車譲与など	3200 万円
地方消費税交付金		4500 万円
電源立地地域対策交付金		11 億 3300 万円
国庫支出金		1 億 1600 万円
県支出金		3 億 9400 万円
	県補助金	2 億 8500 万円
諸収入		10 億 6900 万円
	貸付金元利収入	10 億 3900 万円
その他	利子割交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金、使用量及び手数料、財産収入、寄付金など	
歳入合計		58 億 1000 万円

* 雑入に原子力立地給付金 6000 万円を含む
【参照資料】新潟県刈羽郡刈羽村平成 26 年度予算書

表 3 青森県六ヶ所村年間一般予算（歳入）

平成 25 年度（2013 年度）歳入予算

（現計予算額は 2013 年末の補正額、百万円の単位で四捨五入）

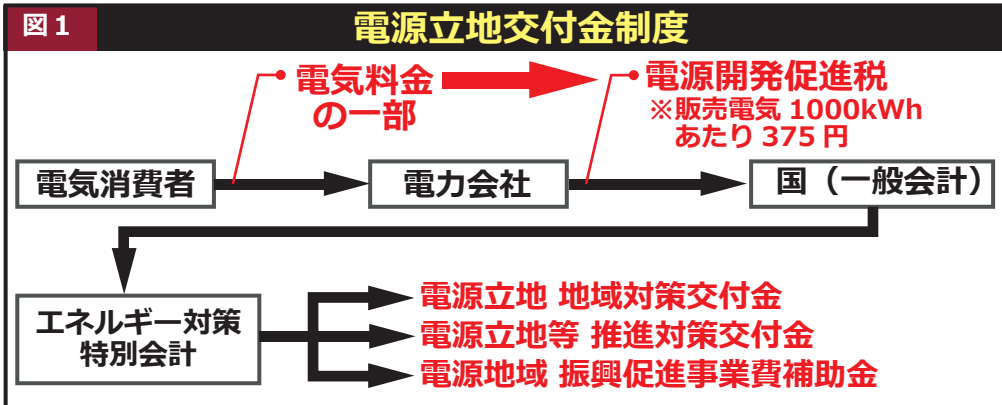
項目	金額
村税	74 億 9400 万円
地方譲与税	6400 万円
地方消費税交付金	1 億 4800 万円
国庫支出金	49 億 1800 万円
県支出金	11 億 1600 万円
諸収入	7 億 5700 万円
繰入金	23 億 3800 万円
その他	利子割交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金、使用量及び手数料、財産収入、寄付金など
歳入合計	178 億 9300 万円

※2013 年 3 月末現在で財政調整基金が 52 億 2900 万円、減債基金が 23 億円ある。合計基金財産は 94 億 9100 万円
【参照資料】青森県六ヶ所村平成 25 年度一般会計及び特別会計

表 4 鹿児島県 薩摩川内市 2013 年度歳入

単位億円（四捨五入）

項目	金額
市税	133 億円
市民税	47 億円
固定資産税	72 億円
使用済核燃料税	39 億円
地方消費税交付金	9 億円
地方譲与税	5 億円
地方交付税	179 億円
国庫支出金	74 億円
県支出金	52 億円
繰越金	24 億円
繰入金	30 億円
市債	39 億円
その他	38 億円
歳入合計	583 億円



2 【参照資料】経産省資源エネルギー庁「電源立地制度の概要」2011 年
<http://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/pdf/dengenrichi.pdf>

1. 国庫支出金の中の歳入項目に「国庫補助金」があり、その中に「電源立地地域対策交付金」が含まれている
2. 県支出金の中に「県補助金」の項目があり、その中に原子力安全対策室の予算として「広報調査等交付金」、企画政策課の予算として「電源立地対策交付金」が含まれている
3. さらに細かいことをいえば、教育費補助金の中に教育総務課予算として「原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金 252 万円」が計上されている。これは予算の性質上文科省由来の交付金と考えられる。
4. 市税のうち使用済核燃料税は、川内原発敷地内の使用済核燃料 1883 体のうち、1569 体を課税対象とし、1 体あたり 25 万円として計上したものの
【参照資料】平成 25 年度鹿児島県薩摩川内市各会計歳入歳出決算書

出力 135 万 kW の原発を作ると 総額 1369 億円の『電源立地交付金』が



このように原発を作ると、電力会社からの固定資産税や関連従業員からの住民税、あるいは使用済核燃料税など直接間接の収入が大きく見込めるほか、政府からは確実に「電源立地地域対策交付金」(電源立地交付金)が入ってきます。人口減少、地域経済のじり貧化に悩む地方経済にとっては有り難い存在が「原発ビジネス」です。「フクシマ事故」の惨状を見せつけられている「直接立地自治体」にとっては、「将来発生するかも知れない危険＝原発苛酷事故」のリスクよりも現実の「利益」を選択した、ということができるでしょう。まさに「疲弊・縮小する地方経済・地域経済」の弱みにつけ込んだ制度が、「原発立地制度」です。

しかし、和歌山県民や高知県民のように、また多くの日本の地域社会で発生したように、この弱みにつけ込んだ「原発立地政策」を敢然と拒否した市民たちも数多くいることも忘れてはなりません。事実、原発立地の歴史を見てみれば、弱みにつけ込まれた自治体よりも、敢然と拒否した自治体の方が圧倒的に多いのです。

さりながら「弱みにつけ込む」原発立地政策もまた有効です。その政策の代表例が経済産業省・資源エネルギー庁が作成したパンフレット『電源立地制度の概要』でしょう。表 5 はそのパンフレットの 2 頁 -3 頁の見開きグラフを要約した表です。この頁のタイトルは『原子力発電所が建設される市町村には、電源立地地域対策交付金等による財源効果がもたらされます』と誘うようなキャッチコピーがついており、135 万 kW の原発を誘致すると、総額で 1369 億円の収入があります、と極めて下卑た内容になっています。これが「電源立地制度」です。

しかし、交付金とは銘打っていますが、その財源の出元はもとも私たちが電力会社に払う電気料金なのです。

2 頁図 1 が電源立地交付金制度の金の流れを説明したチャートです。私たちが毎月支払う電気料金の中に原資がそっと忍び

込ませてあります。電力会社に入ると電力会社は、その原資を販売電力料金 1000kWh あたり 375 円の割合で、政府に上納します。この時「電力料金」は「電源開発促進税」という名目で「税金」に化けます。みなさんも毎月の請求書で自分が使った電気量を調べてみて下さい。1000kWh あたり 375 円です。1 年間に「原発立地制度」維持のためにいくら支払ったか計算できるはずで、国庫に納められた電源開発促進税は国の「エネルギー対策特別会計」に繰り入れられます。そしてそこで「電源立地地域対策交付金」「電源立地等推進対策交付金」「電源立地振興促進事業費補助金」などともっともらしい、また紛らわしい名称の交付金に姿を変えて全国の原発立地自治体にばらまかれ、原発立地自治体の忠誠心をカネで買う、という仕組みになっています。

なんのことはない、私たちの「生命・健康、生活・財産」を脅かす存在の原発は、私たちが懐を痛めて維持しているのです。

表 6 はこうして集められた「電源立地交付金」が 2012 年度どこにばらまかれたのかを示すランキング表です。道・府・県に支払われた交付金は、県当局がいわば「カスリ」をとって、原発立地自治体や周辺自治体にばらまきます。その際さまざまな名目に姿を変えていることは、2 頁表 4 の薩摩川内市 2013 年度歳入の項で見た通りです。また刈羽村や六ヶ所村で見る「県支出金」の一部がそれにあたります。

ダントツ 1 位は、日本原燃を抱える青森県です。2 位は原発銀座を抱える福井県、第 3 位は世界最大の発電容量をもつ東電柏崎刈羽原発を抱える新潟県。薩摩川内市も 28 位にランキングされています。またこうした自治体の多くが、1 頁表 1 で見たように日本原子力産業協会の自治体メンバーであることはむしろ必然といえましょう。これら自治体は「原発推進勢力」の一部なのです。

表 5 “原子力発電所が建設される市町村には、電源立地地域対策交付金等による財源効果がもたらされます”

(資源エネルギー庁のパンフレット「電源立地制度の概要」の「財源効果のモデルケース」のキャッチコピーより)

出力 135 万 kW の原発建設がモデルケース

予算項目名	金額	支給期間
電源立地等 初期対策交付金相当部分	52 億円	環境影響評価開始の翌年度から建設終了までの 10 年間
電源立地等 対策交付金相当部分	170 億円	建設期間の 7 年間
原子力発電施設等 周辺地域交付金相当部分	667 億円	建設開始から運転終了までの 47 年間 (建設 7 年：運転 40 年)
電力移設費等 交付金相当部分	314 億円	建設開始から運転終了までの 47 年間 (建設 7 年：運転 41 年)
原子力発電施設立地地域 長期発展対策交付金相当部分	157 億円	運転開始から運転終了までの 40 年間
原子力発電施設立地地域 共生交付金	25 億円	運転開始 40 年目からの 5 年間
合 計	1,369 億円	環境影響評価開始の翌年度から運転終了までの 50 年間

【参照資料】経産省資源エネルギー庁「電源立地制度の概要」2011 年
<http://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/pdf/dengenrichi.pdf>

表 6 2012 年度 全国・全地域の電源立地地域対策交付金ランキング

順位	自治体名	電源立地地域対策交付金	順位	自治体名	電源立地地域対策交付金
1	青森県	181.8 億円	21	宮城県	19.4 億円
2	福井県	134.3 億円	22	山口県	18.6 億円
3	新潟県	129.6 億円	23	泊村 (北海道)	17.8 億円
4	茨城県	91.8 億円	24	愛媛県	17.8 億円
5	福島県	58.4 億円	25	玄海町 (佐賀県)	16.8 億円
6	佐賀県	36.8 億円	26	岐阜県	13.9 億円
7	鹿児島県	31.1 億円	27	東海村 (茨城県)	13.8 億円
8	おおい町 (福井県)	30.4 億円	28	薩摩川内市 (鹿児島県)	13.0 億円
9	北海道	30.0 億円	29	御前崎市 (静岡県)	12.9 億円
10	六ヶ所村 (青森県)	29.0 億円	30	刈羽村 (新潟県)	12.5 億円
11	むつ市 (青森県)	29.0 億円	31	敦賀市 (福井県)	12.3 億円
12	柏崎市 (新潟県)	26.7 億円	32	十和田市 (青森県)	11.3 億円
13	静岡県	25.6 億円	33	東通村 (青森県)	10.8 億円
14	松江市 (島根県)	25.4 億円	34	富岡町 (福島県)	10.7 億円
15	高浜町 (福井県)	25.3 億円	35	檜葉町 (福島県)	10.4 億円
16	石川県	23.1 億円	36	双葉町 (福島県)	9.9 億円
17	美浜町 (福井県)	22.5 億円	37	大洗町 (茨城県)	7.8 億円
18	島根県	22.3 億円	38	富山県	7.0 億円
19	大熊町 (福島県)	20.8 億円	39	京都府	6.7 億円
20	伊方町 (愛媛県)	20.8 億円	40	上越市 (新潟県)	6.7 億円

【参照資料】全国・全地域の電源立地地域対策交付金ランキング (都道府県・市区町村ランキングサイト日本★地域番付) <http://area-info.jp/PowerGrantAll.html>

この毎日新聞のおかしさがキチンと指摘できますか？

九州電力川内原発は、原子力規制委員会で原子炉設置変更許可を取得（**規制基準適合性審査合格**）した後、いよいよ「地元合意」のステージに入っています。最終的に電力会社に対して再稼働を認めるかどうかは内閣の政治判断に委ねられることにはなっていますが、現在の安倍自民党内閣は、首相の安倍晋三氏その人が、「**原子力規制委員会の下で、妥協することなく安全性を高める新たな安全文化を創り上げます。その上で安全が確認（ママ）された原発は再稼働します**」（2013年2月28日第百八十三回国会における首相施政方針演説）と再三再四明言していますので、「地元合意」が得られれば、即再稼働許可をするだろうことは確実です。いわば地元合意前に「政治判断」をすでにしているわけです。その安倍首相も、地元の意向に逆らってまで「再稼働許可」の政治判断をすることは、普通に考えれば、まず難しいでしょう。（**しかしこのファシズム的体質をもった首相はそうなんても再稼働許可の政治判断を下すかも知れません**）

ですから、なにが何でも川内原発地元の「合意」を取り付けることは必要条件となりましょう。（**なお安倍首相の施政方針演説には重要な誤りがあります。原子力規制委員会の審査は、当該原発が規制基準に適合しているかどうかであって、「安全を確認」しているわけではありません。「安全」、特に「絶対安全」は確認できるものではありません**）

つまり再稼働許可に関するステージは、「川内原発地元の合意形成」ができるかどうかの最終ステージにさしかかっているわけです。

図2は薩摩川内市長が、川内原発再稼働に同意を示したことを伝える毎日新聞の記事です。記事は、薩摩川内市議会の賛成・反対の採決も伝えており、市議会では再稼働賛成の陳情書を採択した、つまり薩摩川内市議会も再稼働賛成を表明した、と書いています。そして次の焦点は鹿児島県知事・伊藤祐一郎氏の意向、鹿児島県議会の意向であり、鹿児島県議会は11月5-7日に臨時会を開催して賛成・反対の採決をする見通しとし、最後に伊藤鹿児島県知事は九州電力との安全協定に基づいて、再稼働に「同意」が必要な範囲を薩摩川内市と鹿児島県に限っている、と結んでいます。

さてここでこのチラシをお読みになっているみなさんに問題を出したいと思います。問題は「この毎日新聞の記事のおかしさをキチンと指摘して下さい」というものです。ここまでお読みいただいた方には、割と正解がだせるのではないかと、思います。この記事のおかしさは、「原発地元」の範囲を薩摩川内市と鹿児島県の2自治体に限定する伊藤知事の見解に全く同意し、それを前提に記事を作っている、と言う点です。この毎日新聞の見解は、「川内原発地元同意」という見出しに象徴的に表現されています。つまり毎日新聞も「地元」とは鹿児島県と薩摩川内市の2自治体だけであることを認めているわけです。

しかし、これまで見たように、鹿児島県も薩摩川内市も法人としては、原子力産業協会の正式メンバー、原発推進勢力の一角であることを隠そうともしていません。原発再稼働を進めたい安倍自民党政権・経産省が、これも原発推進を旗印としている鹿児島県・薩摩川内市の「合意」をとったところで、鹿児島地元の「合意」をとったことにはならないではないか、という視点が、ゴッソリ、この記事から抜け落ちてしているのです。それがこの毎日新聞の記事がもつ「おかしさ」のポイントです。

実際に、後でも見るように、「原発地元」の範囲については、さまざまな議論があります。**原子力規制委員会は、「原発地元」に関して、「直接立地自治体」と「立地県」のみ、とする伊藤鹿児島県知事とは全く異なる見解**を示していますし、先日の関西電力大飯原発運転停止を命じた**福井地裁判決**では「原発から半径250km圏に放射能被害が及ぶ」として、**250km圏を「被害地元」とする考え方**も存在します。

また、原子力規制委員会が施行した**原子力災害対策指針**では、**30km圏を「原子力災害重点区域」として、これを「原発地元」とする有力な考え方**も存在します。つまり「**原発地元**」の範囲は、その定義とともにその範囲についてまだ、**国民的合意は得られていない、どころかその議論すら始まってもない**のです。

自ら原発推進勢力である鹿児島県や薩摩川内市が、「我々だけが原発地元である」と主張したいのはよく理解できます。範囲を広げれば広げるほど、合意形成が難しくなるからです。しかし毎日新聞までが肝心の時にその尻馬に乗っていたのでは、日頃の口先とは裏腹に、この新聞もまた原発推進新聞なのだな、と改めて感じます。

図2 毎日新聞 2014年10月29日1面

毎日新聞

第47476号

1 12A版 2014年(平成26年)10月29日(水)

川内再稼働地元同意

薩摩川内市長表明 新基準後で初

鹿児島県薩摩川内市の市議会(26人)が28日、臨時の本会議を開き、市内に立地する九州電力川内原発の再稼働を求める陳情を採択した。これを受けて、岩切秀雄市長が「再稼働を進める政府方針を立地自治体として理解する」と述べ、再稼働への同意を表明した。国の新規制基準による審査が行われている全国13原発の知事が10日にも結論を出す

見通し。本会議では、20日に早期の再稼働を求める陳情を採択した市議会原発対策調査特別委員会の報告があり、その後、議長と退席者1人を除く24人で再稼働反対、賛成の陳情をそれぞれ採決。再稼働に反対する陳情10件を不採択とする一方で、早期再稼働を求める陳情1件を賛成19、反対4(棄権1)で採択した。岩切市長は、本会議閉会

後に議場で開かれた全員協議会で「市議会の審議を高く評価し尊重したい」と述べて、市議会の判断を支持。川内原発が国の新規制基準に適合したことや、住民説明会の開催も同意理由に挙げた。その後の記者会見で市長は「将来は廃炉を目指していかねばならないと思う」と話す一方で「大量に安定的に電力を供給する原発は大事だ。薩摩川内市が

1例目となるが、2例目以降も、国が責任を持って稼働できるのであれば稼働してほしい」と原発の必要性を訴えた。伊藤祐一郎知事は、九電との安全協定に基づき、再稼働に「同意」が必要な範囲を薩摩川内市と県に限っている。今後の焦点は県議会(49人)と伊藤知事の判断へと移る。【宝満志郎、津島史人、杣谷健太】

この朝日新聞のおかしさがキチンと指摘できますか？

図3は今度は、2014年11月4日の朝日新聞朝刊1面記事です。4頁の毎日新聞の記事よりやや込み入った構造をしていますが、根っこは同じ「おかしさ」をもっています。それを見ておきましょう。まずこの記事は、「原発地元」という曖昧な言葉のかわりに、「原発立地自治体」と「周辺自治体」という言葉を使います。はっきり明示していませんが、「原発立地自治体」を「直接に原発が立地している自治体」（以降このチラシでは「**直接原発立地自治体**」あるいは「**直接立地自治体**」と表記します）に限定します。「原発立地自治体」を「直接立地自治体」に限定する考え方はフクシマ原発事故前の考え方です。後でも見ますが「原発立地自治体」の概念はフクシマ事故以降劇的な変化を見せています。しかしこの朝日新聞の記事では、意図的かどうか分かりませんが、「原発立地自治体」の概念の変化をあえて無視し、事故前の概念を使います。「周辺自治体」の概念は、「原発から30km圏」とみなしているかのように見えます。しかし何故「30km圏」を周辺自治体とみなしたのかは説明していません。これは原子力災害対策指針がいう「原子力災害重点対策地域＝概ね30km圏」とする考えを踏襲したのだと推察されます。

つまりこの記事は、「原発立地自治体」＝「直接立地自治体」、「周辺自治体」＝「30km圏自治体」を念頭において書かれた記事だと思われま。 **（朝日新聞はこの記事の中で30km圏を「防災対策重点区域」と書いていますが、これは原子力災害対策指針の用語ではありません。対策指針では「原子力災害重点区域」という用語が使われています。30km圏＝防災対策重点区域、という用語はどこからもってきたのでしょうか？）**

そして朝日新聞は、原発再稼働の同意範囲を「周辺自治体」にまで拡大する必要があるか、というアンケートを、「原発立地自治体」と「周辺自治体」の首長からとった、というのです。すると「原発立地自治体」の首長、13道府県19市町村計32人のうち、12人が「不要」と答え、周辺自治体の首長のうち69人が「必要」と答えたというのです。

しかしこれはアンケートになっていません。前述のように「直接立地自治体」は、原発推進勢力であり、原発推進勢力が再稼働をスムーズに進めるためには、「直接立地自治体」だけで「合意」したいと考えていることは明白だからです。原発立地自治体首長のうち、「周辺自治体も同意が必要」と答えたのは、フクシマ事故を経験した福島県の富岡町、原発再稼働に危機感をもつ首長をいただく茨城県東海村、また中部電力浜岡原発再稼働を危険と考える静岡県知事の3人だったことも驚くにあたりません。

それよりこの記事の本当の狙いは、左上の『地元同意』というコラムで、電気事業連合会会長・関西電力会長、八木誠氏の「同意が必要なのは『立地自治体』との見解」をわざわざ引用しているように、「直接立地自治体」＝「原発立地自治体」というフクシマ事故前の「立地自治体」概念を読者に刷り込むことが目的だと考えられます。

というのは同意が必要な地元の範囲として、例えば原子力規制委員会の田中俊一委員長が指摘する「**（地元の範囲は）UPZ、30kmとする考え方もある、あるいはこれを超えることもあるかも知れないが、地域によって事情が異なるので、地元で議論して決めてほしい**」（7頁表9「田中委員長記者会見速記録」参照のこと）を引用することもできたはずだからです。なにも、フクシマ事故前の「原発立地自治体」＝「地元」の概念を固定化し、仲間内同士で「再稼働合意」をしてしまいたい八木氏の見解をわざわざ引用することはないからです。こうしてマスコミを使った「再稼働地元合意」モデルがじわじわと形成されていきます。

原発周辺123首長 再稼働なら

「周辺の同意必要」54%

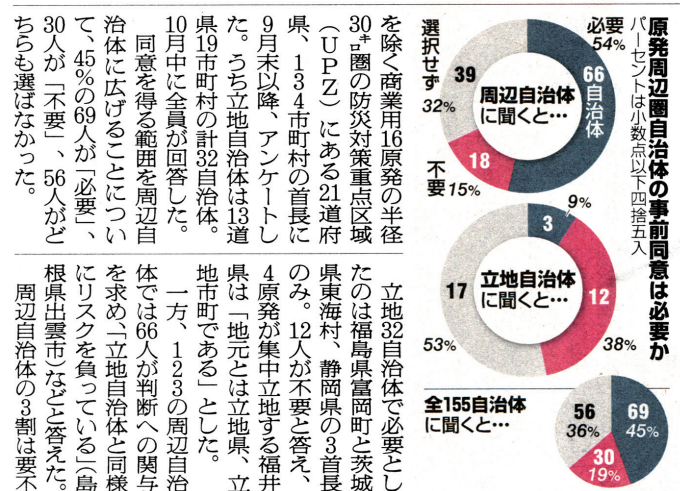
再稼働をめぐる、政府は新エネルギー基本計画で「立地自治体等関係者の理解と協力を得る」と記した自治体の同意は法的要件

原発の半径30km圏にある全国155自治体の首長の45%が、再稼働を決める際、原発立地自治体だけでなく周辺自治体の同意も必要と朝日新聞の取材に答え

再稼働をめぐり、政府は新エネルギー基本計画で「立地自治体等関係者の理解と協力を得る」と記した自治体の同意は法的要件

件になっておらず、範囲の明示もない。電力会社の業界団体である電気事業連合会会長の八木誠・関西電力社長は、同意が必要なのは「立地自治体」との見解を示している。

朝日新聞は福島第一原発



要の選択をしなかったが、「意向を反映すべき地元」とはどの範囲なのか国の方針を示すべき」（新潟県上越市）との意見も目立った。川内原発の地元、鹿児島県、10自治体で「必要」と答えたのは、いちき串木野市のみ。「不要」は県と出水市、長島町だった。同町は理由を「原子力規制委が厳しい審査を行っている」（周辺自治体は専門的知識も有していない）と答えた。再稼働に向けた手続きは、原子力規制委員会による安全対策の審査以外に、自治体の役割や国の責任についての法的規定はない。手続の法制化については60人（39%）が「必要」。鳥取県境港市は「再稼働の

最終判断は国が担うべきで、全国的に同じ手続きを進めるべきだ」と答えた。83人（54%）は「その他」を選んだが、「国の責任で具体的な手続きや手順を示すべき」（山口県上関町）などルール化を求める声が目立った。

宮沢経産相、川内原発を視察

川内原発の再稼働に、鹿児島県議会（定数51）が同意する見通しとなったことが3日、分かった。再稼働推進を求める陳情に、過半数の議員が賛成する公算が大きい。

5〜7日に開かれる臨時議会では、まず原子力安全対策等特別委員会（15人が

再稼働推進、反対の陳情を審議。7日の本会議でも同じ陳情を審議する。取材に県議48人の過半数が再稼働を容認する考えを示した。

3日、鹿児島県を訪れた宮沢洋一経産相は川内原発を視察。伊藤知事や池畑憲一県議会議長と会談し、再稼働へ理解を求めた。

3.11 以降、劇的に変化した「立地自治体」の概念

2011 年 3 月 11 日のフクシマ原発事故以降、「原発立地自治体」= 原発地元の概念は、劇的に変化しました。フクシマ事故前の「直接原発立地自治体」=「原発立地自治体」の考え方では、ポスト・フクシマ時代、原発再稼働へ向けた国民合意を取り付けにくくなったからです。現実には、東電福島第一原発事故では、**直接原発立地地元の犬伏町・双葉町はもとより、50km も離れた飯館村も避難地区となりました。**いったん苛酷事故が起きれば、広範囲に放射能被害が及ぶことが明らかになったのです。

基本的には原発推進のための、行政機関である原子力規制委員会もこの点には留意せざるを得ません。国民にそっぽを向けられれば、原発は動かさなくなってしまうからです。国民から合意と理解をえるために、「公開性」「透明性」を強調せざるを得ませんでした。また原子力災害対策指針で、苛酷事故時、即時避難の範囲を 30km 圏に拡大するにあたっては、原発地元の概念を拡張しなければ、地元住民の理解をえられないことは明白だったのです。こうした議論を踏まえて、安倍自民党内閣で閣議決定された「エネルギー基本計画」(2014 年 4 月)でも、

「我が国の原子力発電所では深刻な苛酷事故は起こり得ないという『安全神話』と訣別し、世界最高水準の安全性を不断に追求していくことが重要である」とした後、「(原子力規制委員会の) 判断を尊重し原子力の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」(同 PDF 版「3. 原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立」42 頁から 43 頁)と書かざるを得なかったのです。

5 頁に引用した朝日新聞の記事で『地元同意』が、「自治体の同意は法的要件になっておらず、範囲の明示もない」と書いていますが、すくなくともこの見解は**電力会社の業界団体である電気事業連合会の見解ではあっても、政府・原子力規制委員会の見解ではありません。**「エネルギー基本計画」は閣議決定文書ですから、法律に準じた文書であり、原子力規制委員会の決定はこれも法律に準ずる拘束力を持つと考えられるからです。

「立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」とエネルギー基本計画に書かれてある以上、そのように取り組まなければなりません。これを朝日新聞がいうように「自治体の同意は法的要件になっていない」ということはできません。**(ただ、電気事業連合会や電力会社が、地元同意は必ずしも必要ではない、と考えていることは十分に伝わってきます)**

「原発立地自治体」の範囲

さてフクシマ事故以降、「原発立地自治体」の概念は劇的に変化したものの、どう変化したのかはなかなか明確になりませんでした。明確にすればするほど、「原発地元」の範囲は拡大し、同意は取り付けにくくなるからです。しかし、規制委もその一定の概念を示さなくてはならなくなりました。それは、再稼働にあたり、公聴会を開催するに際し、**(実際には川内原発のケースでは公聴会は開かれず、説明会のみになった。鹿児島県が公聴会開催を要求しなかったからである)**、どうしても「地元の範囲」を限定しなくてはならなくなったからです。

表 7 がその時、規制委員会に示した原子力規制庁案です。規制庁は、「**特に関心の高い立地及びその周辺自治体(立地自治体)**」と定義しました。非常に曖昧で、わかりにくい定義ですが、その真意は比較的容易につかめるでしょう。特に関心の高い「立地自治体」「周辺自治体」とはフクシマ事故前の自治体概念であり、() に示された「立地自治体」がフクシマ事故以降に示された「**立地自治体概念**」です。つまりフクシマ事故以前の「立

地自治体と周辺自治体」を含めて「原発立地自治体」とするのが新立地自治体です。この規制庁の提案に対して、規制委員会では特に異論もなく、すんなり承認されたのです。**(表 8 参照のこと)** 特に大島委員(2014 年 9 月退任)は、

「国民一般あるいは特に立地自治体(これは明らかに新立地自治体のこと)の意見を聞くということは、丁寧に全体のプロセスを進めるといふ見地からみても当然実施されるべきこと」と述べて全面的な賛同を示しています。

こうして見るとマスコミ各紙は、「原発自治体」「原発地元」の概念について、いかに政府・経産省、電気事業連合会・電力会社の立場にたった、まるでデタラメな記事を書き飛ばし、世論操作しようとしているかがおわかりだと思います。

表 7 原子力規制庁「立地自治体」の概念

原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について

平成 26 年 2 月 19 日
原子力規制庁

2. 外部からの科学的・技術的意見の募集について

- 今回の審査がこれまでの基準を抜本的に改正した新規制基準に基づく初めての審査であることに鑑み、「審査書案」に対する科学的・技術的意見を広く募集することとしてはどうか。
- このため、「審査書案」とりまとめ後、意見募集を 4 週間程度実施することとしてはどうか。
- また、**特に関心の高い立地及びその周辺自治体(以下、「立地自治体」という。)**においては、立地自治体からの開催の要請に基づき、その協力を得て共催により、上記意見募集期間中に「公聴会」(仮称)を実施できることとしてはどうか。
- 意見募集及び公聴会で頂いた科学的・技術的意見については、適宜審査結果に反映することとしてはどうか。
- 意見募集及び公聴会については、その基本的考え方について委員会で合意した後、別途適切な時期に、委員会で実施要領を審議することとしてはどうか。

※赤字は当方による強調

【参照資料】第 43 回 原子力規制委員会(2014 年 2 月 19 日)資料 3「原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について」
<https://www.nsr.go.jp/committee/kisei/h25fy/20140219.html>

表 8 平成 25 年度原子力規制委員会
第 43 回会議議事録 抜粋 (2014 年 2 月 19 日)

- 櫻田審議官(p11)
・・・また、それに加えて、**いわゆる地元、ここでは立地自治体あるいは周辺自治体をまとめて立地自治体という書き方をさせていただきますが、ここは特に関心が高いだろうと思われますので、これらの立地自治体からの開催の御要請があつて、こういった自治体からの御協力をいただける、それから私どもと共催していただけるということでございますれば、意見募集の期間中に、その地元で科学的・技術的な御意見を伺う公聴会、これは仮称ですけれども、を実施することもできるという形にしようかという御提案でございます。**

- 大島委員(p16)
適合性審査の過程のどこかの段階で、国民一般あるいは特に立地自治体の意見を聴くということは、丁寧に全体のプロセスを進めるといふ見地からも当然実施されるべきですし、特に今の状況は非常に異常な状況に置かれているわけですので、極めて必要なことだろうと思います。したがって、2. に書いてあるような大きな枠組みのもとで進めていくことは、私は非常に結構なことだと思います。

※赤字は当方による強調

【参照資料】第 43 回 原子力規制委員会(2014 年 2 月 19 日)議事録
<https://www.nsr.go.jp/committee/kisei/h25fy/data/20140219-kisei.pdf>

狐のように狡猾な規制委、田中委員長

こうなってみると「周辺自治体」の概念が重要になってきます。というのは、「周辺自治体」の従来概念の範囲によって、「新立地自治体」の範囲が大きく変わるからです。当然、誰にとっても、「新立地自治体」の範囲は最大の関心事です。原子力規制委員会の見解は、大きく世論をリードします。表 9 は、その規制委会合の後の田中委員長記者会見を抜粋したものです。

記者は「新立地自治体」の範囲をしつこく田中委員長に質します。**(もっとも執拗に迫ったのはフリーランスのカミデという記者と西日本新聞の記者です)**

記者は、旧周辺自治体の範囲を、原子力災害対策重点地域の 30km 圏ではないか、と尋ねます。これは苛酷事故が起こった時即時避難の対象区域になるので、当然の質問でしょう。これに対して、田中委員長は「それも 1 つの考え方だが、そうとも限らない、それぞれの地域の事情があるから、それぞれの地元で決めてもらったかどうか」と答えます。これは 30km 圏と限定できない事情があるからです。というのは、規制委が想定している 30km 圏はあくまで即時避難の範囲です。実際には後でも見るように「OIL2」圏内では 30km 圏を超えて避難を想定しているのです。**(原子力災害対策指針の用語では「一時移転」)**

でなければ、「フクシマ原発事故を踏まえた原子力災害対策指針」と謳うわけにはいかなくなります。このことを考えると、30km 圏が旧「周辺自治体」と限定するわけにはいきません。原子力委員会の論理首尾一貫性を考えると、どうしてもそうなります。

フクシマ原発事故を踏まえれば、本来は避難の範囲は、原発周辺 100km 圏まで拡大します。実際に規制委の「放射性物質拡散シミュレーション」は、各原発 100km 圏までを視野に入れたものでした。その意味では、「周辺自治体 30km 圏」は最低線のラインとなります。しかし、一方で「地元範囲」を広げると、「地元同意」は絶望的に難しくなります。**原子力規制委は本来、原発推進行政機関です。**一刻も早くどこでもいいから原発を再稼働させたい、というのがホンネです。その意味ではハードルが高くなる地元の範囲を広げていくのは考えものです。ここは、規制委としては、「地元の範囲を明確に決めずに、それぞれ地元で決めさせるのが得策」と判断したのだと思います。そして、川内原発のケースでは、規制委の思惑通り、もっとも狭い範囲で「地元」が限定され、「合意」が取り付けられようとしています。「立地地元の範囲は地元が決めること」という時、田中委員長は狐のように狡猾です。

表 9 原子力規制委員会 田中委員長記者会見 2014 年 2 月 19 日速記録 抜粋 ※赤字は当方による強調

◆p7-p8

(政府の「世界一厳しい基準で安全審査をした、その判断で再稼働が出たら進めていく」の発言には「規制庁が安全審査・判断する」というニュアンスがあるのに対し「違和感を感じる」という田中氏の発言に「お墨つきを与えるという、一般にはそういう映り方もすると思う。配慮すべきでは」との記者の質問に対して)

- 田中委員長 そういうことを私が国会に行くと、よく目の前で総理も茂木大臣もおっしゃっているから、よく知っているんですけど、そうではなくて、私たちの一番大事なことは、**我々の判断に対して国民が信頼できるのかどうか**ということです。だから、そここのころを私は大事にしたいと思うんです。

私たちの判断を踏まえて、あとは今、政府とか何かはそういうものについて再稼働をさせよという言い方をされているというのは、私は別に否定する必要はないわけで、**別にこちらがお墨つきを与えるとか、そのためにやっているとかいう意識は全くないです。最終的にはやはり地元の住民も含めた国民の判断に関わってくるのだ**ろうと思いますし、そこでその方たちがやはり**信用できない**ということで**だめだったら、なかなか再稼働には到達しないかも知れません。でも、そこは我々の関与するところではないです。**

◆p8-p9

- 記者 もう一点だけすみません。公聴会のところで詳細は実施要領で定めるということなので、お聞きするのは恐縮ですけども、周辺自治体、要請があった自治体で開催するということですが、これまでは基本的には割と参加できるところはかなり 30km 圏内を意識したような広いところで開催していたような事例もありますけれども、委員長のお考えとしては、どの範囲が適切だろうと見ていらっしゃると思いますか。

- 田中委員長 **1 つの考え方として判断基準として、UPZ、30km ということはあるか**と思いますけれども、**どこの範囲が適当だ**というのは、**今、私が申し上げることではなくて、それぞれの自治体**が自分**は立地自治体だ**と。近隣自治体も含めて、そういうふう**に思っているところもいろいろ千差万別**ですから、余り私からそこを**申し上げることではない**と思っています。

◆p12

- 記者 もう一点だけ。公聴会の方の話なんですけれども、先程委員長は、**私たちは立地自治体だと考えているところが立地自治体**というような発言が私のメモだとあるのですけれども、立地自治体の話は結構もめる要素かなという気がしていて、例えば、30km 圏内を 1 つの目安にするだとか、そうだとすると、県をまたぐようなサイト

もあるんで、しかも、自分たちが原子力発電所を持っていない県でも、隣接ということで、事故後に新たに、例えば、原子力の専門家を職員として雇われた県とかもあったり、独自に技術委員会とかを開いて、いろいろな見解を示しているような周辺の県とかもあると思うのですけれども、今の段階ではどのあたりの立地周辺自治体のイメージを持っていっていいと思いますでしょうか。

- 田中委員長 私どもの方からこれこれと言うと、今、コイケさんがおっしゃったように、**その地域、地域によって、いろいろな複雑な状況があるので、規制委員会とか、規制庁がさばく**ということは**ほとんど不可能**ですから、そここのところも含めて協力を得られるような状況でないと、我々が意図しているような公聴会は開けないかも知れないということで、今日の文章の中では、そういう条件が整えば実施できるということで、そういう条件が整えば、我々も一緒にそれに応じますというスタンスで今日は書かせていただいているのです。

◆p16

- 記者 そこまでは分かりまして、それを地元へ投げるわけなのですが、その大前提の地元が、先程から出ているように、原発が建っていないけれども、**30km 圏内の県を入れるかどうかは、そこまでは規制委員会側で決めないといけ**ないのではないですか。

- 田中委員長 そこはどうするかということは、規制委員会でするの**がいいかどうかということも議論しなければいけない**かも知れないけれども、30km 以内、超えるという意味。

- 記者 30km 内ですね。

- 田中委員長 30km 内をどうするかということについては、これは先程もお答えしましたけれども、地域によっていろいろな状況が違うから、やはりその地域でよく議論をしていただいて、どういうふうにするか決められたらいいと思うのです。科学技術的な意見を述べることにについて、地域によってそんなに違いがあるとは、本来なら思わないのですけれども、さはさりながら、我々の代表者にも話をちゃんと述べてもらおうということであれば、それはそれで結構だと思いますし、それは私たちが何か言うことではないような気がするのですがね。

- 記者 では、どこの範囲まで呼ぶかに関しても、規制委員会では決めで、少なくとも立地自治体に投げるという、そういう結論を目指しているということですか。

- 田中委員長 普通は、立地自治体といっても、本当の立地自治体、市町村のレベルではそういう調整はなかなか難しいでしょうから、県とか何かの協力を得るということになるのだと思います。

本格的な議論が存在しない「原発立地自治体」の範囲

原子力規制委員会と田中委員長に、狡く逃げられてしまっは、「原発立地自治体」の範囲は、それこそ地元で議論して決めていくしかありません。

しかし、川内原発再稼働のケースでは、「原発立地自治体」の範囲は、全く議論が行われていません。それこそ電気事業連合会・電力会社、政府・経産省、そしてある意味で原子力規制委員会の思惑通り、フクシマ事故前の狭い「立地自治体」概念で、地元の議論が進んでいます。鹿児島県及び伊藤祐一郎知事のペースです。肝心の周辺自治体や地元の反原発市民団体ですら、力なく「いや原発立地自治体だけでなく周辺自治体も被害をこうむるのだから、発言権があるはず」というのみです。実際には少なくとも30km圏の自治体は、「原発立地自治体」であるにもかかわらず、自らをフクシマ原発事故以前の「周辺自治体」と見なし、フクシマ原発事故後の「新原発立地自治体」とみなさないでは、勝負あった、というべきかも知れません。

しかし、前述のように、実際には、**フクシマ原発事故後の「新立地自治体」は、原子力規制委員会の承認する範囲概念に従って、直接立地自治体+周辺自治体**です。田中委員長の曖昧な回答に従えば、周辺自治体は、30km圏を超える可能性があります。実際にそうなのです。図4は、2012年12月、原子力規制委員会が、災害対策指針を策定する際、30km圏を避難地区（UPZ。資料1頁の表12参照のこと）とすることの正当性を根拠立てようとした、原発苛酷事故時の「放射性物質拡散シミュレーション」の中から、川内原発分を抜粋したものです。このシミュレーションに従えば、フクシマ事故並みの苛酷事故が発生した場合、川内原発から半径100km圏の1週間の被曝線量は2.92mSvとなります。1週間で100mSvの被曝線量となる地域はなんと21.1km圏です。川内原発で苛酷事故が起これば、風向きや気象条件にもよりますが、薩摩川内市も、いちき串木野市も、さつま町も、阿久根市もありません。十把一絡げに1週間で100mSvの被曝線量となります。薩摩川内市に原発推進の力ネが落ちることを除けば、これら地方自治体の置かれた条件は全く同じなのです。

このことがわかっているからこそ原子力規制委員会は「直接立地自治体+周辺自治体」を「新原発立地自治体」としたわけです。

表 15 大飯原発3、4号機運転差止請求事件 判決要約抜粋

主文

1. 被告（関西電力）は、各原告（大飯原発から250km圏内に居住する166名）に対する関係で、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。

理由

1 はじめに

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべき。当然の社会的要求であるとともに、**生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つ**とされる以上、本件訴訟においても**よって立つべき解釈上の指針**である。

人格権は憲法上の権利（13条、25条）であり、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、これを超える価値を他に見出すことができない。したがって人格権侵害の恐れがある時には、侵害行為の差止めを請求できる。

2 福島原発事故について

15万人もの住民が避難を余儀なくされ、少なくとも入院患者など60名が命を失っている。劣悪な生活環境の中、これをはるかに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。**さらに原子力委員会委員長（近藤俊介氏）が福島原発から250km圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性も検討した。避難しなくてはならない被曝線量について様々な見解があるにせよ、ウクライナ、ベラルーシ両国は今なおかつ広範囲に避難区域を定めている事実は、放射性物質による健康被害について楽観的な見方の上での最小限の避難区域でよいとする見解に重大な疑問を投げかけるものである。**

3 本件原発（大飯原発）に求められるべき安全性

(1) 原発に求められるべき安全性、信頼性は高度なものでなければならず、**万一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る万全の措置がとられなければならない。**

原発は電気の生産を担うが、それは憲法上は経済活動の自由（憲法22条1項）に属すに過ぎず、**人格権より劣位におかれる。**かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。本件訴訟においてはかのような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのか判断の対象とされるべきである。福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいと考えられる。

(2) **現在原子力規制委員会の規制基準適合性審査が行われているが、審査の適否の観点からではなく、人格権の擁護という観点から裁判所の判断が行われるべきである。**

【資料参照】「大飯原発3、4号機運転差止請求事件判決要旨」（2014年5月21日福井地裁）

表 16 世界の原発事故避難基準の被曝線量

チェルノブイリ事故以前	年間 1mSv	※空間線量率 20μSv/h は年間積算被曝線量に換算すると、およそ 100mSv となる
チェルノブイリ事故後	年間 5mSv	
福島原発事故後	年間 20mSv	
原子力災害対策指針	年間 100mSv	



苛酷な原子力災害対策指針の避難基準

それだけでなく「原子力災害対策指針」の避難基準は苛酷です。表 16 はチェルノブイリ事故、フクシマ事故、原子力災害対策指針の 3 つのケースでの避難基準を比較した表です。チェルノブイリ事故では年間被曝線量 5mSv が避難基準でした。フクシマ事故ではこれが 20mSv に跳ね上がります。根拠は国際放射線防護委員会（ICRP）2007 年勧告です。（資料 1 頁：表 10 の（4）「放射線被ばくの防護措置の基本的考え方」参照のこと）この時 ICRP は、チェルノブイリ事故の経験を踏まえて社会的・政治的コストを下げる目的で、はじめて「3 つの被曝状況」という考え方を打ち出しました。すなわち「緊急時被曝状況」「現存被曝状況」「計画被曝状況」の 3 つの被曝状況です。そして 2009 年勧告で、3 つの被曝状況で被曝限度を「バンド」という形で示しました。緊急時被曝状況は「年間 20mSv から 100mSv」のバンド（幅）、現存被曝状況では「年間 1mSv から 20mSv」、そして計画被曝状況では「年間被曝 1mSv 以下」とするのがそれです。

フクシマ事故の時には緊急時被曝状況のバンドの中で最低の 20mSv を選択しました。ところが**原子力災害対策指針ではバンドの上限 100mSv を採用**したのです。ですから、原子力災害対策指針では OIL2（資料 1 の表 13 参照のこと）が事実上の避難基準となります。20μSv/h の空間線量率を実効線量換算するとほぼ年間 100mSv となります。

その苛酷な避難基準に従っても、川内原発 100km 圏の 1 週間予測被曝線量 2.92mSv は、年間被曝線量に換算すると 100mSv をはるかに越えてしまいます。

自治体、議会、首長が再稼働反対を表明すること

私のように「反原発」の立場から問題を眺めてみると、一見川内原発の再稼働はすでに規定路線であり、これから川内原発の「立地自治体」の範囲はどこまでか、などと言った基本的議論は鹿児島県では無理のようにみえます。バリバリの原発推進論者の伊藤祐一郎氏が鹿児島県知事であり、采配をふるっている間は、このような民主的議論は無理かも知れません。

しかし、それはそれで別な民主主義的方法論で対抗する手段があります。それは、各自治体の議会・首長が、川内原発の再稼働に関して政治的意思表示をすることだろうと思います。

自ら原子力産業協会の正式メンバーであり、原発推進自治体である鹿児島県や薩摩川内市が、川内原発再稼働反対を表明することはありえませんが、その周囲の自治体議会や首長が「再稼働反対」の政治的意思表示をして、薩摩川内市や鹿児島県を包囲したら何がおこるでしょうか？

それは結果として、「川内原発立地地元」の明確な政治的意思表示ということになるでしょう。その点で表 17 の始良（あいら）市議会の採択した「川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」決議は極めて貴重な決定ということになります。

決議は『**住民の安全を守る**』一点で一致してと保守も革新もない。右も左もない立場を鮮明にしながら「**川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対**」と述べ、しかも「**廃炉を求める**」とまで踏み込んでいます。鹿児島県、薩摩川内市がこうした決議や首長の反対表明に包囲されれば、それでも安倍首相は再稼働の政治決断をするでしょうか？ 人気取りに汲々とする安倍首相は「包囲網」を突破してまで再稼働の政治決断をするでしょうか？ 勝負あった、と見える川内原発再稼働問題、まだまだ流動的です。

ですから本来、川内原発再稼働に関わる「原発立地自治体」「原発地元」の範囲は 100km 圏にまで拡大する必要があるのです。

原発立地自治体の範囲を 250km 圏とする考え方もあります。8 頁表 15 で見る「大飯原発運転差し止め訴訟」の福井地裁判決がそれです。

（なおこの裁判は原告関西電力が判決を不服とし上告していましたが、つい先頃名古屋高裁金沢支部で上訴審口頭弁論が開始されました）

福井地裁判決では、人格権がもっとも重要な価値をもつ憲法上最高の規定であり、大飯原発の稼働は、この人格権を 250km 圏にわたって侵害する可能性があった、とし、半径 250km に居住する住民を対象として、大飯原発運転停止を命ずる画期的判決でした。

原子力規制委員会が、「原発立地自治体」の範囲についてあいまい戦術をとっている以上、「立地自治体」の範囲を議論して決めなければなりません。それについても現行 30km 圏説、あるいは年間被曝線量から見た 100km 圏説、あるいは福井地裁判決に見るように 250km 圏説とさまざまな考え方があります。電気事業連合会・電力会社、鹿児島県・伊藤知事、あるいは前出の毎日新聞・朝日新聞が主張するように、フクシマ事故前の「原発立地自治体」の考え方をとるのも 1 つの選択肢かもしれません。しかし、議論や話し合い抜きに「直接原発立地自治体のみが原発立地自治体」と断定するのは、少なくとも民主主義国家のありようではないと思います。

表 17 始良市議会で全会一致決議された「川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」

川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し 廃炉を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から 3 年になりますが、いまだに収束していません。原因が究明されない中での再稼働は、許されるものではありません。

原発事故の避難計画も風向によっては、迅速な対応が求められるが明らかになっていません。また、避難後の生活がどのようになるのか明確に示されておらず、住民は避難計画に不安を持っています。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保上重要な課題が解決するまでは、拙速な川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求め、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

記

「住民の安全を守る」一点で一致して、川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 7 月 11 日

始良市議会議長 湯之原 一郎

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

（※赤字は当方の強調）

【資料出典】鹿児島県始良市市議会『原発に関する意見書（平成 26 年第 2 回定例会）』

表 10 原子力災害対策指針 抜粋	
◆p2	※赤字は当方による強調
第 1 原子力災害	
(1) 原子力災害及び原子力事業者の責任	
原子力災害とは、原子力施設の事故等により生じる放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。原災法においては、原子力施設外における放射性物質又は放射線の放出が一定の水準を超えた場合には、原子力緊急事態（原災法第 2 条第 2 号に規定する「原子力緊急事態」をいう。以下同じ。）に該当するものとされ、緊急事態応急対策が講じられる。	
また、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを認識する必要がある。	
◆p4	
(3) 原子力災害の特殊性	
原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のよう原子力災害の特殊性を理解する必要がある。	
・原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。	
・放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。	
・平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。	
・原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。	
・放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。	
◆p5	
(4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方	
原子力災害が発生した場合には、上記（3）で述べた原子力災害の特殊性を踏まえた上で、住民等に対する放射線被ばくの防護措置を講じることが最も重要である。基本的考え方としては、国際放射線防護委員会等の勧告、特に Publication109、111 や国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）の GS-R-2 等の原則にのっとり、住民等被ばく線量を最小限に抑えようと同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要である。	
第 2 原子力災害事前対策	
(1) 原子力災害事前対策の基本的考え方	
原子力施設においては、原子力災害の発生を未然防止するため、炉規法、原災法等に基づき、原子力災害予防対策が講じられる。しかし、原子力災害予防対策を講じているにもかかわらず、原子力災害が発生した場合には、原子力事業者、国、地方公共団体等が、住民の健康、生活基盤及び環境への影響を、事態の段階に応じた最適な方法で緩和し、影響を受けた地域が可能な限り早く通常の社会的・経済的な活動に復帰できるよう、様々な行動をとらなければならない。	
これらの行動が、事態の段階に応じて有効に機能するためには、 平時から、適切な緊急時の計画の整備を行い、訓練等によって実行できるように準備を十分に行っておく必要がある。	

表 13 苛酷事故時の避難基準（OILと防護措置）

OIL（Operation Intervention Level=運用上介入レベル）	
基準の種類	基準の概要
緊急防護措置	OIL 1 住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準
	OIL 4 除染を講じるための基準
護早期措置	OIL 2 地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準

【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」2013 年 9 月 5 日全部改正より http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

表 11 原子力災害対策指針とは？
『原子力災害対策特別措置法』（2013 年 6 月 21 日最終改正）が法的根拠となっている。同法は「第 6 条の 2」で“原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（次項において「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない”としている。
この規定に従って原子力規制委員会が策定、施行する。法律と同じ効果を持つとされる。現在の規制委になってからでも 3 度改正されている。2013 年 9 月 5 日原子力規制委員会は『原子力災害対策指針』を全部改正し、即日施行した。これが最終改正版であるが、現在も改正作業中。防災基本計画全体のなかの「原子力災害」に関する対策指針と考えることができる。
原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針」の中で、 「一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項 二 原子力災害対策の実施体制に関する事項 三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項 四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害対策の円滑な実施の確保に関する重要事項を定めなければならない」としている。

◆P6
(i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）
(イ) 基本的な考え方
緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の 3 つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表 1 の前段にまとめる。また、図 1 に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。
警戒事態：（省略）
施設敷地緊急事態：（省略）
全面緊急事態：（省略）
【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」 https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

表 12 全面緊急事態における避難や一時移転の目安	
PAZ（～概ね 5 km）	OIL 1 即時避難
UPZ（概ね 5 ～30km）	OIL 2 一時移転の実施
UPZ外（概ね30km～）	30km以上であってブルーム（放射性物質を大量に含んだ蒸気や雲）が通過すると見られる地域。モニタリングの結果、ブルームがあればOIL 2

【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」2013 年 9 月 5 日全部改正より http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

表 14

原子力災害対策指針 抜粋

※赤字は当方による強調

◆ p36-p38

(3) 原子力災害対策重点区域

①原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いて対策を講じておく必要がある。

②原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類の応じた当該施設からの距離をその目安として用いることとする。

(i) 実用発電用原子炉の場合

実用発電用原子炉の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

(イ) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述の E A L に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3 ～ 5 km の間で設定すること（5 km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5 km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(ロ) 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）

U P Z とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述の E A L、O I L に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。U P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から 5 ～ 30 km の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね 30 km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(ハ) ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A : Plume Protection Planning Area）の検討 U P Z 外においても、ブルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、U P Z の目安である 30 km の範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

ブルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、ブルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、U P Z 外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

以上を踏まえて、P P A の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

◆ p53-p54

(5) 防護措置

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下の防護措置を実施しなければならない。

①避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行うことが必要である。

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・P A Z においては、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民等に対して避難を即時に実施しなければならない。
- ・U P Z においては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途に O I L 1 を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1 日以内を目途に O I L 2 を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。
- ・U P Z 外においては、放射性物質の放出後については U P Z における対応と同様、O I L 1 及び O I L 2 を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。

上記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ実施の判断を行った上で、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

原子力災害対策指針

平成 24 年 10 月 31 日
原子力規制委員会
(平成 25 年 2 月 27 日全部改正)
(平成 25 年 6 月 5 日全部改正)
(平成 25 年 9 月 5 日全部改正)

【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」
https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

現在日本は、福島第一原子力発電所事故による 「原子力緊急事態宣言」下にあります

(2011年3月11日19:03発令)

被曝なき世界へ



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

日本はまだ原子力緊急事態中です

原子力災害本部長は内閣総理大臣で、国民の安全と生活を守るため
全力を挙げて終息させるよう指揮を執る責任と義務を負い、遂行する権限を持っています

事故前の通常時からすれば、本来出てはいけなかった核種の放射能がまだ大量に出続けています

炉心では核燃料も溶融しデブリになっていることを東電も認めました

廃炉の第一段階である燃料取り出しの見通しが全く立たないことを意味します

高い被曝線量により原子炉に人間は近づけず、デブリを取り出す技術もまだありません

最低でも10数年はこのままの状態が続くことが決定的です

福島第一原発による第二苛酷事故の可能性も去っていません

原発賛成・反対は二の次の問題、福島原発事故が終息してからの問題です

九州電力川内原発・関西電力高浜原発の再稼働などもってのほかです

福島原発事故の上に、追加放射能と新たな原発苛酷事故のリスクを付加するだけです

黙っていれば容認になり、そのリスクや負担はすべて私たちが負うことになります

一人一人がいま、正確な情報を知り、知ろうとし、考えることが大切です

一人一人が正確な情報を知ろうとすることだけでも、それは解決の方向に向かう大きな力になります

毎回、チラシのテーマ・内容が違います。過去チラシも是非ご参考になしてください

http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/